

## 「2017-2018年度プロジェクト研究「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」

(公示日：2017年8月1日／公示番号：国契-17-056) について、プロポーザル方式選定説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 3	5-2 プロポーザル内容に関するプレゼン(2)所要時間	「5-2 プロポーザル内容に関するプレゼンテーション(2)所要時間」では、「プレゼンテーション時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり20分程度」との記載になっていますが、告示8月1日付公示のP. 3「3-2(2)所要時間」では、「1社あたり発表時間は20分以内とし、その後、質疑応答を20分程度予定」と記載されています。どちらに沿えばよいでしょうか？	「5-2 プロポーザル内容に関するプレゼンテーション(2)所要時間」について「プレゼンテーション時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり40分程度」に訂正します。
2	P. 14	6. 調査業務の内容	「(2) 第2次作業の1) 現地調査の実施：案件実施国(3週間程度)・日本(1週間程度)」と「(3) 第3次作業の1) 現地調査の実施：案件未実施国(3週間程度)」として、必要に応じて貴事務所の事務局および国際協力専門員の同行が想定されておりますが、同行に伴って受注者で負担すべき費用がございましたらご共有頂けませんか？	発注者側同行者の経費について受注者が負担すべき費用はありません。
3	P. 16	7. 成果品等(1) 調査報告書 4) ファイナルレポート	成果品として「公共財政管理からとらえた途上国の公共投資管理」ハンドブックを作成するとありますが、このハンドブックにつきまして、誰がどのような目的で使用されるか等、より具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	JICAおよびコンサルタントが円借款や技術協力プロジェクトを形成・実施する際、このハンドブックの公共投資管理能力診断・協力形成実施枠組みを活用することを想定しています。
4	P. 17	9. 業務量のと業務従事者の構成(案)	JV構成を検討する場合、総括をJVサブから立てることに支障はないと判断しますが、いかがでしょうか？また、その場合、JV幹事会社-JVサブ会社(総括所属)、という共同企業体としてのプロポーザル提出という理解でよろしいでしょうか。	共同企業体による要員構成については、構成員となる社から総括を選定していただくことは特に問題はありません。プロポーザルの提出については共同企業体として提出願います。
5	P. 17	9. (2) 業務従事者の構成(案)	(2)で示される構成分野の2)が「公共財政改革分析」となっていますが、文脈からは「財政改革」よりも「財政管理」、つまり「公共財政管理分析」となるのではないのでしょうか？	「公共財政管理改革分析」に訂正します。
6	P. 17	9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)	本件の業務量につき、(1)では「合計約410日(国内260人日、在外150人日)」となっておりますが、(2)の業務従事者の構成(案)の国内日数合計を足し合わせると計算が異なります。(2)の合計から、国内作業の合計日数は計390日(総計で540日)になると思われませんが、いかがでしょうか？	9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案) (1) 合計「合計約410日(国内260人日、在外150人日)」が正しく、 (2) 業務従事者の構成(案) 総括(国内60日、在外30日)、
7	P. 17	9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)	(2)の業務従事者の構成(案)に記載されています、1) 総括、2) 公共財政改革分析、3) 公共投資管理案件分析 担当者の業務日数を合計いたしますと540日となります。他方(1)では約410日となっており、両者の関係についてご教示いただけますでしょうか。	公共財政管理改革分析(国内100日 在外60日)、 公共投資管理案件分析(国内100日 在外60日)に訂正します。
8	P. 17	9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)	(1)では業務量の合計が約410日となっているのに対し、(2)では合計が540日となっています。どちらを参考とすればいいのかご教示ください。	

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	P. 17	9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)	業務従事者の構成「2) 公共財政改革分析」と「3) 公共投資管理案件分析」について、それぞれの担当業務として貴機構が想定している業務内容について共有ください。	2) 公共財政管理改革分析の担当業務は、途上国および日本における公共財政管理や開発事業マネジメントの文献調査・現地調査、調査結果に基づく能力診断の作成を想定しています。 3) 公共投資管理案件分析の担当業務は、途上国の公共投資管理案件の文献調査・現地調査、調査結果に基づく公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施のための方法・枠組みの作成を想定しています。
10	P. 20	(2) 業務の実施方針等 イ. 業務実施体制	”…、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)”となっていますが、要員については、従事者数のみの提案でよろしいのでしょうか(プロポ時には、総括のみ個別名称を提示する必要があり、その他業務従事者に関しては個別名称は不要ということでしょうか)。また、総括以外の業務従事者について個別名称が不要である場合、それら業務従事者の資格要件をどう示すのか、ご教示いただけたらと思います。	要員計画には、従事者数だけでなく、その構成、個別名称、資格要件等も提案願います。9. (2) にて業務従事者の構成(案)を提示しています。
11	P. 20	(2) 業務の実施方針等 イ. 業務実施体制、 ウ. 実施スケジュール	”要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。”との記述について、要員計画表(バーチャート)は不要であり、”全体計画の記載”はつづく下段:ウの作業工程で示すことでよいでしょうか?	要員計画には、業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等の記載を求めています。これらは個々の業務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではなく、全体計画の記載を求めるものです。ウでは、業務実施にあたっての作業工程の作成を求めています。どのように取り纏めるかはプロポーザル提出者にお任せしております。
12	P. 21	3つ目の■(「業務従事者等経験」について)	「業務従事者等経験」については、提示されている参考書式(様式2(その1)及び様式2(その2))をみると、案件名、期間、担当業務につき記載を求められるものと理解してよろしいでしょうか(P. 21に記されている文章上は、■「業務従事者等経験」に記載すべき内容と、■「職歴」に記載すべき内容とが同内容になっているようですが…)。	「職歴」及び「業務従事者等経験」については、基本的には参考書式(様式2(その1))の提出は必須という位置づけで、参考書式(様式2(その2))については、(様式2(その1))では十分に業務従事経験が記載しきれない場合の補足資料的な位置づけです。どのように取り纏めるのかはプロポーザル提出者にお任せしております。
13	P. 23	「第4見積書作成及び支払いについて」 「1. 見積書の作成について」	(3)では「契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。」とありますが、妥当性を確認する経費は、(1)にある「ウ. 直接経費」という理解で正しいでしょうか。もし正しいとしたら、「より詳細な内訳」とは、成果品印刷費と報告書電子化の詳細な内訳ということでしょうか。	契約金額を構成する全ての経費内訳について見積書等の根拠資料の提出をお願いします。直接経費の「より詳細な内訳」とは、ご理解のとおりです。

以上